

平成29年第3回教育委員会会議記録

平成29年2月20日（月）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 平成29年度八雲町教育行政執行方針について
日程第 3 議案第2号 平成29年度教育費予算の意見聴取について
日程第 4 報告第1号 八雲町奨学金等の申請手続に関する規定の一部改正について
日程第 5 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	藤 内 智 子
委 員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長	荻 本 和 男
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課長補佐	佐々木 裕 一
学校教育課総務係長	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	上 野 誠
社会教育課長	足 立 直 人
社会教育課長補佐	佐 藤 真理子
社会教育課文化財係長	柴 田 信 一
図書館次長	佐々木 一 也
体育課長	浅 井 敏 彦
体育課管理係長	鈴 木 和 弘
体育課体育係長	桜 井 則 夫
学校給食センター所長	小 栗 由美子
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午後2時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第3回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、平成29年第3回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号 「平成29年度八雲町教育行政執行方針」を議題といたします。

別冊の教育行政執行方針について、私の方から説明いたします。

本日は、時間を十分取っておりますので、全文読ませていただきます。

平成29年第1回八雲町議会定例会の開会にあたり、八雲町教育委員会が所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様方のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

I はじめに

昨年8月から9月にかけて相次いだ台風による記録的な豪雨や暴風は、全道各地で未曾有の被害をもたらし、八雲町におきましても停電や倒木のほか、水産業や酪農業などの一次産業にも大きな影響を被りました。幸いに各学校においては、倒木被害の他はほぼ通常の教育活動が行われましたが、改めて自然災害を含めての危機管理体制の重要性を重く受け止めました。

また、急激な人口減少による地域の活力低下が指摘される一方、グローバル化の影響が地域の隅々まで及んでおり、社会の変化のサイクルが、着実に短くそして激しくなっております。こうした状況下にあって、国においては、今後のわが国全体の発展を考える上で、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもって、未来に向かってたくましく歩んでいけるような環境を整えることが何よりも重要であるとし、本道教育においても、自立と共生の基本理念のもと、全ての子どもたちが学力と体力を身に付け、豊かな心を備えて成長することができるよう、家庭や地域社会と連携しながら教育環境を整えていくことを求めています。

八雲町においては、平成29年度から熊石地域の小中学校が各1校に統合となり、「熊石小学校」、「熊石中学校」として新たな歴史の扉を開くこととなります。

折しも、平成32年度から、小学校においては新学習指導要領の完全実施となり、改正

の趣旨である「社会に開かれた教育課程」を理念とし、家庭や地域を巻き込み、「地域の子どもたちは地域全体で育てる」を合い言葉に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、全ての子どもたちに、知識や技能はもとより、学ぶ意欲やよりよく問題を解決する資質・能力などの「確かな学力」を育むことが重要であると考えております。

Ⅱ 重点目標の設定

教育委員会といたしましては、こうした認識のもと、次代を担う子どもたちに、今必要な資質や能力を身に付けさせるためには、学校を中核に据えながらも、家庭・地域はもとより、関係機関・団体が相互に連携・協力し、連動した取組を推進することが最善の方策と考え、八雲町教育目標を共通理念とし、学校教育、社会教育の質の向上を図るとともに、生涯学習の一層の充実を目指してまいります。

この決意のもと、三つの目標を掲げて取り組んでまいります。

1 町内全校による横断的な教育システムの構築

今日、教育界においては、激しい時代の変化の波に主体的に対応し、先見性・創造性・チャレンジ精神をもって、ふるさと八雲を愛し、地域の発展に貢献できる人材を育成することが重要な課題とされております。

本町の各学校においては、これまでも、「学力の向上とその基盤となる豊かな心、健やかな体の育成」を基軸に据えた教育活動を展開し、家庭・地域の理解と協力をいただきながら、指導と支援の充実に努めてきているところであります。

一方、少子化の波は、八雲町の各学校におきましても大きな影響を被る状況が続いており、適正な学級編成などに支障をきたしておりますが、いかなる教育環境にあっても良質な教育の提供がぶれることなく、維持・継続していくことが大切であると考えております。

このような基本姿勢のもと、その仕組の具体的な形として、小中学校の9か年を見通した子どもの成長を、教育関係者はもとより、地域全体がパートナーとなって見取り、支えていくことができる「小中一貫型コミュニティ・スクール」を平成29年度は落部地区での先行実施から段階的に実施し、平成30年度には全ての中学校区で取り組み、これまで培った教育財産を八雲町全ての学校の教育実践として定着させ、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成のための取組が一層充実するよう努めてまいります。

2 地域全体で育てる実践的な力の育成

先達の労苦によって打ち立てられた八雲町教育目標である「心豊かな人、支え合う人、行動する人、学び続ける人」の達成のためには、地域の活力の源であり、さらなる発展のための人材育成が極めて重要なことから、教育に課せられた責務には大きなものがあると考えております。

そのためには、学校での学びを実現する場が家庭・地域であり、家庭や地域での発見や疑問を学校で理解するといった、日常の教育活動が、社会で生きる実践的な力となるよう、学校を中核に据えながらも、家庭・地域が連動する、いわゆる「学社融合」を標榜した活動を一層推進していくことが重要と考えております。

また、八雲町は、伝統的に地域住民がボランティアとして、各学校の教育活動を支援する体制が構築されており、今後は、子どもたちが日々健やかに生活できる基盤は、行政はじめ、関係機関や団体、町民の協働による町づくりの実践の上に成り立っていることの理解促進を図ることが大切であると考えております。

さらに、自らが社会の一員としての自覚を高めつつ、地域行事への参加をはじめ、自然体験や社会体験を通して、互いに尊重し、共に支え合いながら、郷土の自然や歴史に誇りを持ち、たくましく成長していけるような人間性の育成に努めてまいります。

3 生きがい実感できる生涯学習社会の確立

今日の高齢化社会の進行にあって、町民が心豊かな生活を送るためには、生涯にわたり積極的に学ぶことのできる学習機会の提供はもとより、学んだ成果を活かせる環境作りを進める必要があります。

これまで、社会教育におきましては、町民のニーズやライフステージに応じた学習内容の充実を図るとともに、八雲町の芸術・文化活動の振興に努めてまいりました。

また、社会体育・スポーツにつきましては、心身両面の健康づくりを基本とし、町民のスポーツライフの選択肢の拡大と各関係機関・団体との協働による事業の展開に努めてまいりました。

今後におきましても、町民の主体的な生涯学習の支援活動を積極的に推進するとともに、誰もが気軽に参加できる健康づくり事業の普及にも一層努める必要があると考えております。

町民一人一人のニーズや期待に応えるためには、全ての教育関係者がそれぞれが果たすべき役割や責任を自覚するとともに、学校・家庭・地域・教育行政が、課題や危機意識を共有し、教育の質の向上に努めることが重要と考えます。

教育委員会といたしましては、第2期新八雲町総合計画及び第2期八雲町教育推進計画策定に向けた中、長期的な展望を明確にするとともに、この1年間における教育計画の進捗状況をしっかりと点検・評価し、施策の効果や課題を見極め、今後の方向性を明らかにし、さらなる充実に努めてまいります。

Ⅲ 重点施策の展開

次に、こうした目標のもと、平成29年度の教育委員会の重点施策について、学校教育から申し上げます。

1 新学習指導要領の趣旨の徹底

平成32年度から完全実施となる新学習指導要領の趣旨の徹底が図られるよう、校長会・教頭会に対する管理職員研修はもとより、教職員研修を積極的に推進してまいります。

とりわけ、「生きる力」の基盤をなす確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた健全育成は、最重要課題であります。

八雲町の児童生徒の学力・体力は全道の平均に劣っておりましたが、平成28年度の調査結果、学力は、ほぼ、全道平均を上回り、項目によっては、全国平均をも上回るなど、大幅に向上することができました。

今後とも、凜とした空気が漂う学校を標榜し、指導方法や授業改善の工夫、校内研修の充実はもとより、家庭学習を含めた望ましい生活習慣の定着が何よりも大切なことから、学校・家庭・地域・行政が一体となった取組を総合的に推進できるよう、適切な指示や指導、支援に最大限の努力をしまいたいと考えております。

一方、体力につきましても、大きな成果を挙げ、全道、全国レベルに達するようになりましたが、一部に、二極化の傾向が見られることから、今後においても、体力向上を目指した出前講習会などを継続するなどして、運動機会の増加や生活習慣の改善を基盤とした健康な体と運動能力の向上に向けて支援をしまいたいと考えております。

また、新学習指導要領の重点項目であります「外国語によるコミュニケーション能力の育成」のため、小学校の3・4年生から「外国語活動」の実施が盛り込まれるとともに、5・6年生は英語が教科化されるなど、グローバル化の急激な進展への対応が喫緊の課題とされ、八雲町におきましても、平成29年度から外国語指導助手（ALT）を複数配置し対応するとともに、道教委の事業であります「小学校外国語活動巡回指導教員研修事業」の指定を受けるべく準備を進めている状況でございます。

また、道徳教育の教科化も新設されますことから、教職員の研修の企画とともに、道徳の時間はもとより、全教育活動を通して豊かな心の醸成に努めてまいります。

2 小中一貫型コミュニティ・スクールの定着

平成29年4月から落部地区で先行実施される小中一貫型コミュニティ・スクールの導入に向け、これまでも地域説明会の開催や国のCSマイスターによる講演会、先進校の視察などを重ねるとともに、準備委員会を設立し、円滑な導入のための準備を進めてまいりました。改めて導入の主旨に触れますが、地域創生の活力の源として、全ての児童生徒に義務教育としての一定の教育水準を保障し、生きる力を育むためには、学校・家庭・地域・行政が、より一層連携を強化し、教育の推進に当たる必要があります。

落部地区での実践が、地域全体がパートナーとして学校を支え、地域ぐるみで子育ての仕組ができるよう支援するとともに、平成30年度からの八雲町全域での実施の道標となるよう、さらには管内の先駆的な役割を果たすことができるよう支援してまいります。

3 一人一人のニーズに応じた教育の充実

各学校においては、八雲町の教育目標及び学校教育目標に基づき、地域の自然や歴史、文化の学習を通して、郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育む教育活動を積極的に推進するとともに、極小規模校のデメリットを解消するための、集合学習や交流学习を継続するなどして、指導の充実に努めてきております。

教育委員会といたしましては、さらなる充実と深化が図られるよう、教職員が子どもたちとかかわる時間をより多く保証するために、特別支援教育支援員の配置の他、事務職員の複数措置の継続や外部人材活用事業を積極的に推進し、個々のニーズに応じたきめ細かな指導が行われるよう努めてまいります。

また、特別支援を必要とする児童生徒への教育の充実は重要課題であり、個々のニーズに応じた適切な支援とともに、保護者との双方向による情報提供や特別支援学校をはじめ、

幼稚園・保育所・高等学校及び行政機関との連携、地域への啓発活動等がより一層深まるよう、「八雲町特別支援教育連携協議会だより」などを通して、行政からの支援の充実に努めてまいります。

4 地域と連携しての安全・安心の確保

子どもたちの安全確保は信頼される学校の基盤であり、とりわけ、震災・津波など、自然災害への対応については、自分の命は自分で守るということを日常的に意識し、いざという時には迷わず行動できるための防災教育・訓練を継続してまいります。

また、各学校の施設整備につきましては、安全管理を第一として、連携を密にした取組を行うとともに、大規模改修工事につきましても、年次的な計画に基づいて実施してまいります。

昨年の道内でのアスベスト問題により、八雲町におきましても、一時、簡易給食の措置をとらざるを得ない状況に陥りましたが、今後とも、給食センターの安全管理の徹底とともに、給食センター運営委員会などからもご意見をいただき、望ましい給食の提供に努めてまいります。

また、食に関する指導につきましては、食に関する正しい知識や食習慣を身に付けさせるとともに、食を通して郷土への理解を深めるため、栄養教諭が中心となった食育や給食での地場産物の活用も促進してまいります。

また、「いじめ」「不登校」などの生徒指導の問題に対しましても危機管理を徹底し、積極的な生徒指導が推進されるよう取り組むとともに、家庭・地域においても情報の共有を図り、子どもたちを地域全体で見守る体制の確立に努めてまいります。

次に、社会教育関係事業の推進について申し上げます。

5 八雲町にふさわしい生涯学習社会の実現

町民が心豊かな充実した日々を過ごすためには、生涯を通じて主体的に学び、その成果を生かすことのできる社会の実現を図ることが極めて重要であると考えております。

これまでの成果であります自然豊かな教育環境を活用した各種事業の推進や社会教育関係施設の効果的な活用を一層促進してまいります。また、社会教育関係団体との連携を図りつつ、学びの成果を明日の八雲町の礎として継承されるよう努めるとともに、町民が日常的に活動できるような環境整備の充実に取り組んでまいります。

これまで継続してきた事業の見直しや改善を図りつつも研修会や講演会による学習機会の提供をはじめ、子どもたちが八雲町の歴史・文化・自然に触れる体験活動の充実とともに、青年が主体となり、八雲町の活性化を目指した事業を継続してまいります。さらに、複数体制となる外国語指導助手による国際理解教育事業の一層の充実に努めてまいります。

課題としてあげられる指導者やリーダーの養成につきましては、各関係機関や団体のご意見をいただきながら取り組んでまいります。

同様に、八雲町の芸術文化の振興につきましても、公民館講座の内容の精査を行いつつも、5年目を迎える「木彫り熊講座」を継続し、町内外に情報発信してまいります。

また、八雲・落部・熊石地域の文化祭への支援はもとより、八雲山車行列は記念の第3

5回目の開催となり、改めて町民の宝としての再認識が高まるよう支援に努めてまいります。

さらに、八雲町の貴重な文化財保護につきましては、適切な展示・管理とともに、各種学習会や講座を開設するなどして、興味関心や理解の促進に努めてまいります。

図書館の運営につきましては、IT化に向けた将来展望も視野に入れつつ、平成29年度も適切な資料収集や町民サービスの提供に努めてまいります。

とりわけ、図書館に遠い地域の方々への読書啓発活動として、落部支所玄関ロビーや熊石総合センター及び熊石国保病院での図書コーナーの設置のほか、利用者の多い熊石総合支所図書室を図書館分館としての役割を目指した図書の提供を行い、地域の方々への周知にも努めてまいりたいと考えております。

また、図書館経営には欠かせないボランティアの方々による様々な文化的な事業企画を積極的に支援するとともに、ロビーを活用しての展示につきましても計画的に推進し、町民が心安らぐ場としての提供と図書の利用促進に努めてまいります。

次に、社会体育・スポーツ事業の推進について申し上げます。

6 心身の健康を目指した生涯体育・スポーツの確立

健全な精神は健康な体に宿ると言われるように、スポーツは、誰もが少年の心に戻り、無心に取り組む姿は、夢の実現に向かって、困難をも乗り越える活力になるものであり、見る側にも心地良い感動を与えてくれるものです。

八雲町のスポーツ振興は他町を牽引するにふさわしい事業展開と関係機関・団体の活力ある実践力に裏打ちされ、年間を通して町民へのスポーツの場や機会の提供に努めてきております。

平成29年度も、町民に普及定着が図られてきたノルディックウォーキング事業の企画を推し進め、健康づくり事業とも連携し、一層の普及と健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に努めてまいります。

また、子どもたちの体力向上策としての誰にでもできるニュースポーツの講習会や交流大会も実施してまいります。

さらに、地域スポーツの推進にも力を入れ、各年齢層のニーズに応じた出前スポーツ教室やスポーツイベント等を開催してまいります。

各シーズンを通じた生涯体育・スポーツ事業の見直しを図り、時代の要請に応じた新たなスポーツの提供に努めるとともに、多くの町民に利用していただいている体育施設の維持管理も重要でありますことから、いつでも、誰もが安全に安心して使用していただくよう、今後とも、長期的な管理計画に基づく長寿命化の整備等に努めてまいります。

IV むすびに

以上、平成29年度の教育行政の執行に関する方針の大綱について申し上げましたが、子どもたちの「表情も学力なり」という言葉があります。子どもたちの表情が明るく、生き生きしているということは、学校・家庭・地域が明るく、心が豊かでなければなりません。

こうした人材や地域づくりの基盤は教育であるとの信念のもと、教育委員会職員が一致結束して、平成29年度の教育行政を執行することが重要と考えております。

そのためには、町民の方々からの日常的にいただく声を大切にし、改善を図るなど、地域の要望と期待に応える教育委員会を目指してまいりたいと考えておりますので、町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

説明は以上ですが、何か質問はございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 質問と言うことではございませんが、全体をとおして項目ごとに具体的に示されていると感じました。その中で私の意見として6ページの4地域と連携しての安全・安心の確保についてですが、全体的に見ていくと私の感性からすると足りないと思うのは、犯罪の対応や防犯対策等また学校がそれについて児童生徒に行う啓蒙に対して、教育行政としての言及は少ないかなと感じた点が1点、それからもう1点は、8ページの6心身の健康を目指した生涯体育・スポーツの確立についてですが、ここも心身の健康についてかなり具体的に言及されているのですけれども、就学する子どもたちの年齢に合った学校が行っている保健的な側面など、健康対策を教育行政として具体的に示したほうが良いのではと思いました。

この2点が、質問というよりは私の意見です。

○教育長 他にございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 5ページの小学校外国語活動巡回指導教員研修事業の指定というのは、具体的に何か計画があるのでしょうか。

○教育長 先ほど述べたように外国語活動は小学校3・4年生から実施し、5・6年生から英語が教科化ということで、小学校の英語教育に力を入れていかなければなりません。そこで、今藤内委員がおっしゃったこの事業ですが、実は昨年度から開始しておりまして、函館市でこの指定を受けています。ただ、函館市の学校数は相当数ございますから、1年で全ての学校の指導は叶わず、今年度も継続実施となっております。そうした中で、渡島でもう1人実施枠が拡大されまして、北斗市・七飯町そして八雲町などが応募しているところです。具体的には小学校の先生で英語が堪能な先生をALTと一緒に各学校に入って、研修・指導するという形で、その先生は各小学校に英語を専門に行うので、その先生の代わりにもう1人加配で先生を配置してくれるというのが事業の概要です。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 指定されればALTとは別に英語に堪能な先生が小学校に配置されるということですか。

○教育長 ALT中心にその先生と二人で、各クラスの担任を交えながら英語の指導にはこういう指導の形態もありますよ、こういう指導の仕方が効果的ですよということを実際に見せながら先生とのコミュニケーションを取ることもできますし、先生の英語教育の資質を高めることもできるというような事業となります。

よろしいでしょうか。他にご質問ございませんか。

先ほど羽田委員からご意見があった部分ですが、これから教育行政方針に組み入れていくことは難しいですか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 今回の執行方針の中に羽田委員がおっしゃるとおり犯罪対策等に関する記載はないですが、今回記載している震災・津波などの自然災害対策ということで、昨年仙台地裁で、津波による学校の避難について落ち度があったということで、八雲町でも学校の津波に対するマニュアルが十分にできていない学校もあったものですから、校長会でも説明し、きちんと学校経営要項にも明記して自然災害に備えていくことを確認したところです。このような経緯からあえて自然災害に対する対策を教育行政方針に記載させていただきました。犯罪対策について記載はしていないのですが、学校経営の中ではしっかりと対策をまいりますのでご理解願います。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 もちろんそういったことを疎かにしているといったことを言いたかったのではなく、教育行政の執行方針の中に今回のがどうこうということではなく、私の意見としては、先ほど防災という自然災害の対応について今回言及してとりわけその部分を重点的に書き込んだという説明だったんですけれども、議員の方など他の方が読んだ時に、防犯等地域の治安に対することは教育行政の方では一切関知しないのかという意見も出てくるかもしれないと思って意見させていただいたところです。

○教育長 青少年健全育成協議会等で防犯体制に対することも十分動いていますし、先ほど学校教育課長が述べたように学校で防犯に対する指導マニュアルであるとか様々なマニュアルは揃っているのですが、震災の防災マニュアルが不十分だという評価をして改めて学校できちんと整備しなさいと指導したものですから、それを大きく1つ取り上げたということです。

それから保健対策の部分ですが、学校でどうしているかということについても重要かと思えます。昨日でしたか函館市でのフッ化物洗口に対する記事でなかなか函館市の中で進まないというようなことが取り上げられていましたけれども、そういう面では八雲町は、行政の思いを十分酌んでくれて順調に進んで来ていると思っています。そうしたことで今回は言及しなかったということもあります。

よろしいでしょうか。他に無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号 「平成29年度教育費予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号平成29年度教育費予算の意見聴取について説明いたします。議案書2ページをお開き下さい。

平成29年度の教育費予算については、昨年12月26日開催の第17回教育委員会議におきまして、予算要求案について概要を説明し、ご協議いただきましたが、過日、査定結果が内示されました。内示どおり議案を作成することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から意見が求められましたので、意見なしとする。というものであります。

査定で変更となった主な内容について、説明をいたします。

なお、3ページの「教育費予算査定の概要」について、私から説明し、4ページ以降の主な事業については、各担当から説明いたします。

3ページの表の一番下段「合計」の右側の欄、査定額の合計ですが、八雲地域の当初一次経常経費が4億7千841万8千円。その右側の欄、同じく八雲地域の当初二次施策経費は1億5千513万9千円で八雲地域の合計が6億3千355万7千円となっております。

同じく合計欄の熊石地域につきましては、当初一次6千8万5千円。当初二次は682万8千円で熊石地域の合計は6千691万3千円となっております。

八雲地域・熊石地域を合わせた平成29年度の教育費予算の総額は一番下の計欄のとおり7億47万円となっております、要求額の合計7億364万5千円に対し317万5千円の減額査定となっております。

なお、28年度の合計は14億1千373万9千円でしたので、28年度との比較では7億1千326万9千円の減額予算となっております。

当初二次の査定内容につきましては、4ページ以降で改めて説明をいたしますので、当初一次の主な査定内容の増減について説明をいたします。

最初に学校教育関係でございますが、一番上の欄、教育総務費で八雲地域の44万2千円の減額は、普通旅費や自動車整備費などの需用費の減額が主なものです。

小学校費は八雲地域で164万6千円の減額となっておりますが、主に学校管理費の電気使用料で、実績による算定方法の変更による減額が主な要因であります。

また、熊石地域は112万1千円の減となっておりますが、やはり電気使用料や庁舎建物修繕料の査定減が主な要因であります。

中学校費の八雲地域63万8千円の増額は、小学校費と同様に学校管理費の電気使用料の算定方法を変更したことにより、中学校費では査定増となっております。

熊石地域71万3千円の減額も電気使用料や校舎ワックス業務委託料の査定減が主な要因です。

次に、社会教育関係費ですが、八雲地域の社会教育課関係費で43万円の減額は、各施設管理費で燃料単価の改定により21万2千円の増額となったものの、郷土資料館費で資料整理のための臨時作業員賃金が皆減となったことや、庁舎建物修繕料の査定減により、差引き43万円の減額となったものです。

次に、保健体育関係の体育関係費・八雲地域144万3千円の増額も、電気使用料の算定方法の変更及び燃料単価の改定による増額査定。給食センター関係費八雲地域51万3千円の増額も、燃料単価の改定による増額査定です。

これらのことから、当初一次経常経費全体で差引き173万3千円の減額査定となっております。

以上で当初一次の主な査定内容の説明とさせていただきます。

次に、4ページからの別紙、二次予算についてですが、学校教育課に係る部分について説明をいたします。

要求額に対して査定額が大きく変わった事業のみ説明いたします。

4ページNO4、アスベスト対策事業は、対象施設7施設で予算要求したところですが、その後開催されたアスベスト対策庁内会議で検討した結果、道の点検マニュアルに基づき、経過観察が必要な3施設のみで継続して濃度測定を行うこととなったことから委託料を減額しております。

その下、NO5のALT配置事業は、148万9千円の増額査定となっております。各節で多少の増減がありますが、ALT用公用車を借上げることとして、賃借料年額47万5千円を要求しておりましたが、自動車購入費として225万3千円が査定され、差引きで177万8千円が増額となったことが主な理由です。

関連して、6ページのNO22小学校における「外国語活動」支援事業が13万5千円の減額となっておりますが、支援員の時間数を精査したことによるものです。

その他、7ページNO34までは、ほぼ要求通りの査定内容で、学校教育課当初2次予算の査定額合計は、1億3千583万4千円で、37万7千円の増額査定となっております。私からは以上です。

○社会教育課長補佐 教育長。

○教育長 社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐 続きまして、社会教育課の所管する当初二次の査定額に関して説明させていただきます。8ページをお開き下さい。

社会教育課に所管する5つの事業についてですが、NO1・NO2につきましては、要求額どおりの査定となっております。NO3八雲町平和学習事業につきましては、5千円減の82万2千円となっております。NO4につきましては、要求額どおりの29万4千

円、NO5梅村庭園整備事業につきましては、4万5千円減の191万2千円の査定となっております。

以上、社会教育費は5件で、合計額654万8千円に対して5万円減額の査定額で649万8千円となっております。よろしく願いいたします。

○体育課管理係長 教育長。

○教育長 体育課管理係長。

○体育課管理係長 議案書9ページをご覧ください。体育課所管分についてご説明させていただきます。

NO1総合体育館備品購入事業、NO2八雲町営スキー場ペアリフト主要機器等整備事業、NO3温水プールろ過機等修繕事業でございますが、全て要求額どおりの査定となっております。3件で、1千152万1千円となっております。体育課所管分の内容についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 それでは、10ページをご覧ください。給食センター所管分1件でございます。蒸気回転釜更新事業といたしまして、要求額248万4千円に対し、128万6千円の査定額でありました。これは、2釜を要求しておりましたが、老朽化が激しい1釜だけという内容の査定でございます。

以上で学校給食センター所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 続きまして議案書11ページの熊石教育事務所所管分について、増減のありました項目のみご説明いたします。

はじめに、NO2の小学校スクールバス運行事業は、代替え運転手賃金分のゼロ査定及びバス燃料費の一部削減によりまして、17万9千円減額の25万1千円の査定額です。

なお、中学校費も同様ですが、代替え運転手賃金が認められませんでしたので、熊石側の他の課のバス運転手などを巻き込んだ中でローテーション、シフトを組んで対応する予定でございます。

次にNO3小学校費の閉校する学校の維持管理事業は、学校開放対応の泊川小学校とコミュニティ活動対応の関内小学校分の電気料及び燃料費が一部削減されましたが、避難所経費として相沼小学校分の電気保安業務委託料が追加予算措置され、トータル2万6千円減の96万3千円の査定額です。

次にNO4の小学校遊具解体事業は、7千円減の査定額が10万8千円です。事業内容は要求時と同じです。

次にNO5の熊石小学校校内放送機器整備事業は、10%減額査定で186万6千円です。事業内容は要求時と同じです。

次にNO6の小学校における「外国語活動」支援事業は、時間数を精査した八雲地域と

同様の対応で、査定額4万1千円です。

次にNO7の熊石小学校運動会優勝旗整備事業は、5%減額査定で20万7千円です。

次に、12ページをお開きください。NO9の中学校スクールバス運行事業は、小学校費同様に代替え運転手賃金分のゼロ査定等によりまして、26万6千円減額の173万8千円の査定額です。

次に、申し訳ございませんが2行目のNO9をNO10に修正していただき、中学校費の閉校する学校の維持管理事業は、小学校費同様に避難所経費として熊石第二中学校分の電気保安業務委託料等が予算措置され、16万2千円の査定額です。

最後に、こちらも申し訳ございませんがNO10をNO11に修正していただき、熊石中学校体育祭優勝旗整備事業は、小学校費と同じく5%減額査定で20万7千円で、優勝旗1旗を整備いたします。

合計11件で739万9千円を要求に対して、682万8千円での査定を受けたところでございます。

以上で、議案第2号平成29年度教育費予算の意見聴取についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 熊石教育事務所の部分についてですが、前回聞き忘れたのかもしれませんが、この小中学校の避難所開設管理について教育費となっておりますが、この部分は所管が替わるということではないのですか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 避難所関係につきましては、本来であれば総務課防災係もしくは熊石地域でいうと地域振興課所管ということになりますけれども、学校の跡地利用がまだ不透明な部分もございますので、当面につきましては予算措置額も少額なものですから現状のままの形で平成29年度は様子を見る形で査定されております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 もう1点、給食センターの部分ですが、蒸気回転釜2つ更新予定が1つになったのですが、これに対応していくことは十分できるのでしょうか。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 1台については、ストッパーが弱くなっている状況なんです、何とか1釜の更新で対応可能と考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他に無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 報告第1号

○教育長 日程第4 報告第1号 「八雲町奨学金等の申請手続に関する規定の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町奨学金等の申請手続に関する規程の一部改正について説明いたします。議案書13ページをお開き下さい。

八雲町では、奨学金の貸付けに関する規則に基づき、経済的な理由によって修学が困難な学生・生徒に奨学金の貸付けを行っておりますが、その申請手続については、この八雲町奨学金等の申請手続に関する規程により取り扱ってきたところです。

また、奨学金の償還については卒業の翌年度から10年以内の年賦で返還することとなっておりますが、中には返還が滞るケースもあり、毎年督促状を発送するなどして、返還を促してまいりましたが、滞納額が中々減らない状況も続いていたことから、昨年度から対策を強化し、催告書の送付や本人や保証人に直接電話するなど連絡を取り、分納の誓約や保証人からの償還も含めた話し合い等により一定程度の効果を挙げてきたところです。

引き続き収納対策を続けるとともに、今後は滞納を未然に防ぐための対応も必要なことから「申請手続に関する規程」を申請時に限らず償還の手続きも含めた「奨学金等事務に関する規程」に改め、「誓約書」や「借用証書」の様式を定め滞納の未然防止と滞納が発生した場合の収納対策がスムーズに行えるよう、規程の一部を改正いたしましたので、報告するものです。

議案書14ページからの別紙の具体的な改正内容については、学校教育課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長補佐 教育長。

○教育長 学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐 それでは、具体的な内容について説明いたします。

この度の改正は、償還の滞納対策として連帯保証人の本人確認のために貸付時と償還時に印鑑登録証明書の添付義務を既設規程に追加し、また条文中の文言の修正をしようとするものであります。

議案書14ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分は、下線の部分でございますが、既設規程は申請手続のみについて定めているのに対し、新たに償還の滞納対策に関する部分も加えることから、規程名称を「八雲町償

還金等の申請手続」から「八雲町奨学金等事務」に、同様に第1条の条文中「八雲町の奨学金等の申請手続」から「八雲町奨学金等事務」に改めたものであります。

次に、第3条第2号アの（ア）学生願書を奨学生願書に改め、現行でも誓約書及び借用証書の提出は求めておりますが、規程を「申請手続」から「奨学金等事務」に改めたことから、第4条には「誓約書の提出」事項を追加し、新たに「印鑑登録証明書」の添付義務を追加、第5条には、「償還手続」についての事項を追加し、奨学生が卒業又は貸付が廃止となった際に、第4条同様に「印鑑登録証明書」の添付義務を追加・改正したものであります。

15ページでございますが、様式第5号として「誓約書」、様式第6号として「奨学金借用証書」の様式を追加し、具体的な様式については16ページ、17ページのとおりでございます。

附則としてこの規程は、平成29年4月1日から施行するものであります。経過措置として施行前に既設規程によりなされた決定等手続その他の行為は、改正後の手続で行われたものとみなす規定を設けております。

以上、簡単ですが八雲町奨学金等の申請手続に関する規定の一部改正についての報告といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 本日午後4時から教育功績者賞並びに少年少女文化・スポーツ奨励賞の表彰式を行います。それまでの間応接室で教育懇談会を行いますので委員の出席をお願いいたします。以上です。

○教育長 他に何かございませんか。

（「なし」という声あり）

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第3回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午後14時55分】